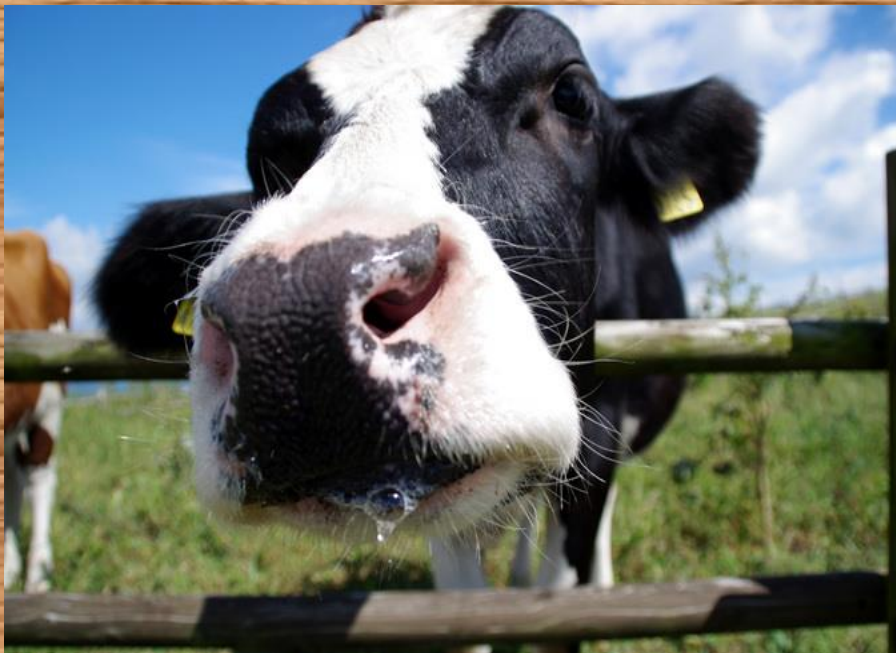


家畜共済

群馬県農業共済組合



安心を

お届けします。

- ・2019年1月から制度が一部変わりました。詳しくは9ページをご覧ください。
- ・このパンフレットに記載されている制度説明や、掛金・共済金等の金額は、概要や代表事例を示しています。詳しい内容については、裏面記載の最寄りの支所までお問い合わせください。

特長

1

低額な掛金

NOSAIの家畜共済は、国の政策保険です。掛金の約半分を国が負担するので、生産者様の負担はぐっと小さくなります。

死亡廃用 共済	搾乳牛100頭	5割補償	約237万円
	育成乳牛100頭	5割補償	約88万円
	繁殖用雌牛100頭	5割補償	約94万円
	育成・肥育牛100頭	5割補償	約117万円
疾病傷害 共済	乳用牛100頭	50万円補償	約17万円
	肉用牛100頭	50万円補償	約10万円

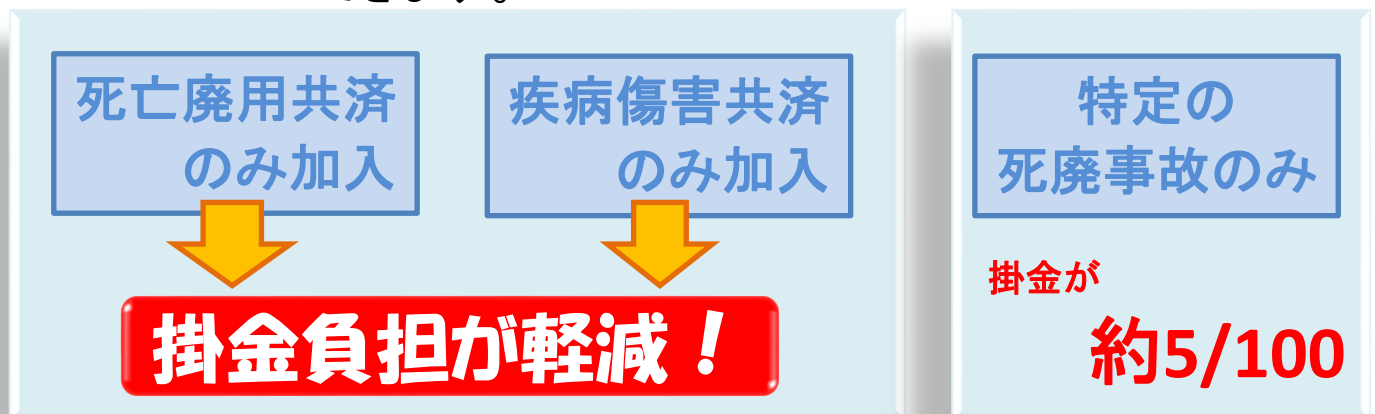
※2020年度において全ての事故を補償する加入方式での1年間の農家負担掛金の概算です。

特長

2

選択できる加入方式

生産者様それぞれの経営形態や事故状況に合わせた補償タイプを選択することで、掛金をさらに節約できます。



へ安心をお届けします！

特長

3

充実の共済金支払い

死亡事故や病傷事故が発生した月の2カ月後には共済金をお支払いします。

死亡廃用 共済 (※1)	搾乳牛	5割補償	1頭当たり約42万円
	育成乳牛	5割補償	1頭当たり約42万円
	繁殖用雌牛	5割補償	1頭当たり約51万円
	育成・肥育牛	5割補償	1頭当たり約46万円

疾病傷害 (※2)	乳用牛	補償額を上限とし診療費の9割
	肉用牛	補償額を上限とし診療費の9割

※1: 2020年度における支払共済金の概算です。

※2: 2020年1月1日以降の契約より疾病傷害共済は初診料を含む診療費の9割が支払共済金となりました。

特長

4

牛伝染性リンパ腫の補償

一部の補償タイプを除いたほぼすべての補償タイプで、牛伝染性リンパ腫による損害を補償します。

家畜市場や家畜商へ牛を販売した後にと畜場で牛伝染性リンパ腫と診断された場合も、対象となります。

掛金について

掛金は、**選択する事故除外方式と付保割合**等によって変わります。

- 掛金の約半分は国が負担しますので、生産者様の負担は大きく軽減されます。
- 掛金が一定額以上の場合、生計を共にしない第三者を保証人とする事で、掛金を4回に分けて分割納入することができます(手数料等はかかりません)。
- 家畜共済は、原則1年間の契約となります。
- 掛金の詳細は、「掛金試算表」をご覧ください。
(「掛金試算表」がない場合は、最寄りの支所までお問い合わせください。)

共済金の支払いについて

家畜共済は、家畜のための「**生命保険**」(＝死廃事故)と「**健康保険**」(＝病傷事故)を合わせた制度です。

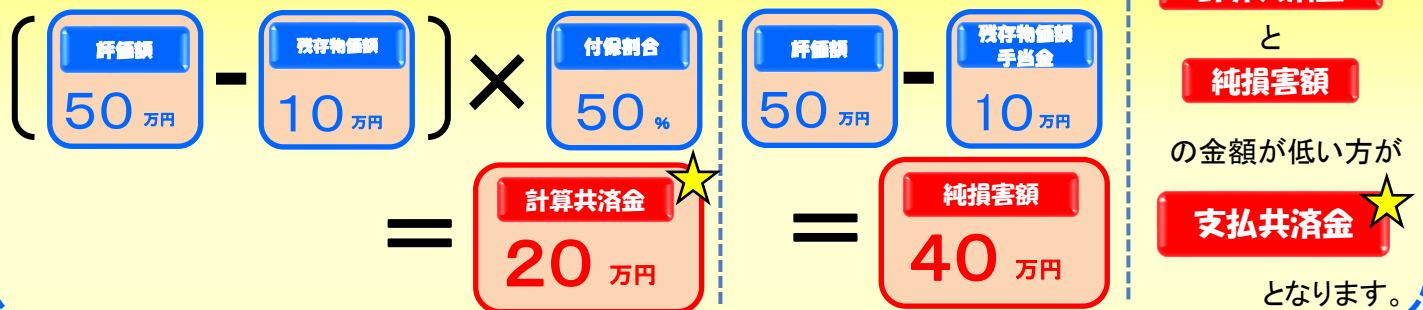
死廃事故

牛が、病気や怪我により死亡した場合、死に瀕している場合、特定の病気や怪我で獣医師が治らないと判断した場合等に、共済金をお支払いします。

- 損害に対しての補償になるため、枝肉等が売れた場合や手当金が出た場合は、その金額が損害額から控除される場合があります。

計算例

(評価額50万円の牛が廃用になり枝肉等が10万円で売れた場合)



病傷事故

牛が、病気や怪我により**獣医師の診療を受けた場合**に、共済金をお支払いします。

- 加入時に選択した共済金額(病傷共済金支払限度額の範囲)まで支払われます。「掛金試算表」参照
- 国から示されている病傷給付基準に則り審査を行い、適正と判断された額をお支払いします。
例えば、予防のための処置は対象となりません。
※2020年1月1日以降の契約より初診料を含む診療費の9割が支払共済金となりました。

安心を得ることができます。

個体の評価額について

個体の価値を示す額を評価額といい、個体の飼養目的・品種・月齢ごとに定められた額になります。

- 死亡廃用共済では固定資産的家畜(搾乳牛、繁殖用雌牛)は引受時の月齢によって評価額が決定され、棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛)は期末時(事故があった場合は事故時)の月齢によって評価額が決まります。※疾病傷害共済は、全て期首時の月齢。

搾乳牛 育成乳牛

月齢	評価額
6	32万3千円
7	35万6千円
8	38万9千円
9	42万2千円
10	45万5千円
11	48万8千円
12	52万1千円
13	55万4千円
14	58万7千円
15	62万0千円
16	65万3千円
17	68万6千円
18	71万9千円
19	75万2千円
20	78万5千円
21	81万8千円
22	85万1千円
23	85万3千円
24~42	85万6千円
43	84万1千円
44	82万6千円
45	81万0千円
46	79万5千円
47	78万0千円
48	76万4千円
49	74万9千円
50	73万4千円
51	71万9千円
52	70万3千円
53	68万8千円

育成・肥育牛 (肉用種)

月齢	評価額
6	48万2千円
7	50万9千円
8	53万6千円
9	56万2千円
10	58万9千円
11	60万6千円
12	62万3千円
13	64万0千円
14	65万7千円
15	67万4千円
16	69万1千円
17	70万8千円
18	72万5千円
19	74万2千円
20	75万9千円
21	77万6千円
22	79万3千円
23	81万0千円
24	82万6千円
25	84万3千円
26	86万0千円
27	87万7千円
28	89万4千円
29	91万1千円
30以上	92万8千円

育成・肥育牛 (交雑種)

月齢	評価額
6	40万7千円
7	42万7千円
8	44万6千円
9	46万4千円
10	48万3千円
11	50万1千円
12	52万0千円
13	53万8千円
14	55万7千円
15	57万5千円
16	59万4千円
17	61万2千円
18	63万1千円
19	64万9千円
20	66万8千円
21	68万6千円
22	70万5千円
23	72万3千円
24	74万2千円
25	76万0千円
26	77万9千円
27	79万7千円
28以上	81万6千円

繁殖用雌牛

月齢	評価額
6	55万1千円
7	58万9千円
8	62万7千円
9	66万5千円
10	70万3千円
11	72万6千円
12	74万9千円
13	77万2千円
14	79万5千円
15	81万9千円
16	84万2千円
17	86万5千円
18	88万8千円
19	91万1千円
20	93万4千円
21	95万7千円
22	98万0千円
23	100万3千円
24	102万6千円
25	104万9千円
26~54	107万2千円
55	105万8千円
56	104万3千円
57	102万8千円
58	101万3千円
59	99万8千円
60	98万3千円
61	96万9千円
62	95万4千円
63	93万9千円

(2020年度の設定額の一部抜粋)

死亡廃用共済事故除外方式について

生産者様は、死亡廃用共済において一定条件のもと給付対象となる事故を選択することができます。必要に応じた補償対象を選択することにより掛金負担が軽減されます。

- 特定事故は、補償タイプ2号ハを除きすべての補償タイプで共済金の支払対象となります。
特に「牛伝染性リンパ腫」は、生産者様が家畜市場やと畜場に出荷した後に判明した場合でも対象となります。

補償内容	補償タイプ	死亡	廃用	すべての事故を100としたときの掛金比率			
				搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛
すべての事故	-	○	○	100	100	100	100
特定事故 の死廃事故のみ	1号イ 2号イ	×	×	3	8	8	5
死亡事故と特定事故 の廃用事故のみ	1号ロ 2号ロ	○	×	78	98	90	95
死亡事故と5号・6号 以外の廃用事故のみ	1号ハ	○	△(一部)	96	97	-	-
死亡事故と1号～3号 以外の廃用事故のみ	2号ハ	○	△(一部)	-	-	90	93

特定事故の範囲

火災による焼死

落雷による空調施設破損による熱射病死

洪水・土砂崩れによる溺死・窒息死

法定・届出伝染病による死亡

大雪・地震が原因の畜舎倒壊による圧死・打撲死

(廃用事故も含まれます。)

- 廃用号数について
 - 1号・・・疾病又は不慮の傷害(3号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によって死に瀕したとき。
 - 2号・・・不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
 - 3号・・・骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病もしくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
 - 4号・・・盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日から30日以上生死が明らかでないとき。
 - 5号・・・乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき。
 - 6号・・・乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害によって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。

いろいろな選択ができます。

子牛選択について

出生後6ヶ月未満の子牛を補償の対象とすることを選択することができます。

- 死亡廃用共済で子牛等選択をした場合、授精等後240日を経過した胎児から出生後5ヶ月までが追加で補償されます。
- 疾病傷害共済で子牛選択をした場合、出生後から出生後5ヶ月までが追加で補償されます。
- 胎児の死亡事故が発生した際は、授精証明書等を確認する必要があります。

加入できる畜種について

補償を必要とする家畜区分ごとに加入することができます。

- 加入する家畜区分ごとに、**全頭加入**が原則です。(包括共済)
- 死亡廃用共済(育成乳牛、育成・肥育牛)、疾病傷害共済(乳用牛、肉用牛)で、それぞれ子牛等の加入を選択することができます。
- 家畜区分の内訳については下表のとおりです。

家畜区分		対象家畜
死亡廃用共済	疾病傷害共済	
搾乳牛	乳用牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの
育成乳牛		満24月齢未満の乳牛の雌
子牛等選択	子牛選択	出生後第5月の末日を経過しない乳牛の雌
	-	授精等後240日を経過した牛の胎児のうち乳牛であるもの
繁殖用雌牛	肉用牛	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの
育成・肥育牛		搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛
子牛等選択		子牛選択
	-	授精等後240日を経過した牛の胎児のうち乳牛でないもの

- 死亡廃用共済については、**固定資産的家畜** と **棚卸資産的家畜** に分類されます。

危険段階別共済掛金率について

事故が少なければ、掛金が安くなる仕組みを導入しています。

- 家畜共済では、過去10年間の共済金支払実績から被害率を求め、その被害率に応じて危険段階別共済掛金率を設定します。この危険段階の設定によって、被害率の低い加入者は掛金が安くなり、被害率の高い加入者は掛金が高くなりますので、**掛金負担の公平性が保たれます。**

事故発生 の 連絡について

死廃事故が発生した場合は、遅滞なく組合へ報告してください。

- 組合の職員が確認することで、共済事故として取り扱うことができます。確認前に搬出した場合は、全部又は一部が免責となります。
- 一般の死廃事故を対象としない補償タイプで加入された場合でも、特定事故(火災・自然災害・伝染病)が発生した際には、必ず連絡してください。
判断に迷われる場合は、搬出前に必ず一報をお願いします。

個体の異動報告について

死亡廃用共済で以下のような大幅な異動をした場合、速やかに組合に報告する必要があります。

- 大幅な異動とは、「農場を売買したとき」・「畜舎の棟数が増減したとき」・「畜舎の改築をしたとき(拡大又は縮小)」・「火災・自然災害又は伝染病による飼養頭数の減少を補い、経営規模が縮小しないように導入したとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」の場合等です。

疾病傷害共済で以下のような異動が発生した場合で、共済金額の変更を希望する場合は異動日から2週間以内に組合に報告する必要があります。

- 共済金額を変更できる異動とは、「0頭で加入申込をした家畜区分の家畜を飼養するとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」・「家畜を導入したとき(※1)」・「家畜が出生したとき(※1)」があります。

※1:異動状況により共済金額が変更できない場合があります。

免責について

加入者が通常すべき管理等を怠ると、支払共済金が減額される場合があります。

- 掛金の納入が正当な理由なく2週間以上遅滞した場合は、遅滞している期間はすべての共済金が**免責**になります。
- 事故発生 の 連絡をせず、事故家畜を搬出した場合は、当該牛の事故による共済金は**全部又は一部が免責**になります(と畜場に出荷して牛伝染性リンパ腫と診断された場合を除く)。
- 牛伝染性リンパ腫に関する事故の場合は、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置を行っていないと共済金の**4割が免責**になります。また、と畜場で牛伝染性リンパ腫により全部廃棄となり、食肉衛生検査所などから牛伝染性リンパ腫とわかる全廃棄証明書等が届いてから**3日以内**に組合へ通知をしなかった場合は、共済金の**1割が免責**になります。

力をお願いします。

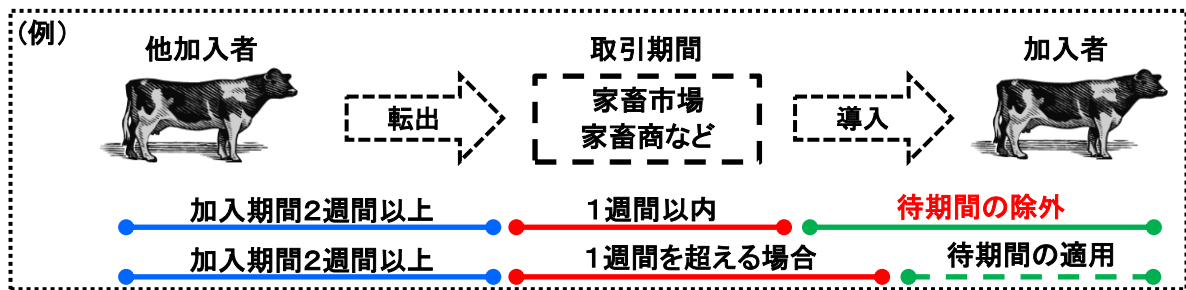
たいきかん 待期間について

共済金の不正請求を防止するための制度として「待期間」があります。

- 家畜共済に加入いただいた日から**2週間**は、すべての個体について「待期間(※2)」が適用されます。
- 導入した牛についても、導入した日から**2週間**の「待期間(※2)」が適用されます。

※2: 以下の場合には待期間が除外されます。

- ① 共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合
- ② 牛の胎児または子牛であって、その母牛が共済関係に付されており待期間を経過している場合
- ③ 導入した家畜が、他組員において2週間以上共済関係に付されており、譲渡後1週間以内に加入者の共済関係に付された場合 (例)参照



他の公的制度との比較

- 家畜防疫互助事業は、畜産経営に与える影響が大きい口蹄疫や牛疫等が万が一発生した際の経営への影響を緩和するために、生産者が自ら積み立てを行い(国庫負担有り)、当該伝染病による損害を互助補償する制度ですが、家畜共済制度と家畜防疫互助事業は、**補償の内容において重複する部分はありません**。
- 家畜伝染病予防法に掲げられた疾病の患畜・疑似患畜については、法に基づき殺処分され、すべての対象農場に対して、手当金が交付されます。また、口蹄疫等については、手当金の他に特別手当金や補償金が支払われます。

	家畜の損失					死体処理経費		経営継続のための 資金援助
	発生農場			周辺農場		発生農場	周辺農場	
	死亡	命令による殺処分 ヨーネ病等		命令による	自主淘汰	—	—	
家畜共済制度	○	○	×	×	×	×	×	×
家畜防疫互助事業	×	×	×	○	○	○	○	○
手当金制度	×	○	○ (+特別手当金)	○ (+特別手当金)	×	○	○	×

異動報告が簡素化されました！！

以前の制度ではすべての個体を1頭ずつ報告いただき管理する必要がありましたが、引受時の年間の飼養計画の申告に基づき掛金をいただき、1年後に年間の飼養実績に基づき掛金を調整する方法に変わりました。

○包括共済の仕組み(見直し後)

飼養頭数の変化 (肥育牛の例)	共済価額 家畜の資産価値の合計	共済金額 補償金額	付保割合 共済価額に対する共済金の支払割合 (共済金額/共済価額)	共済金 (一頭) 40万円 × 付保割合
期首 50頭	2400万円	1200万円	50%	20万円
10頭導入				
60頭				
20頭出荷				
期末 40頭				

期首に策定した年間の飼養計画(60頭)に基づき設定

固定

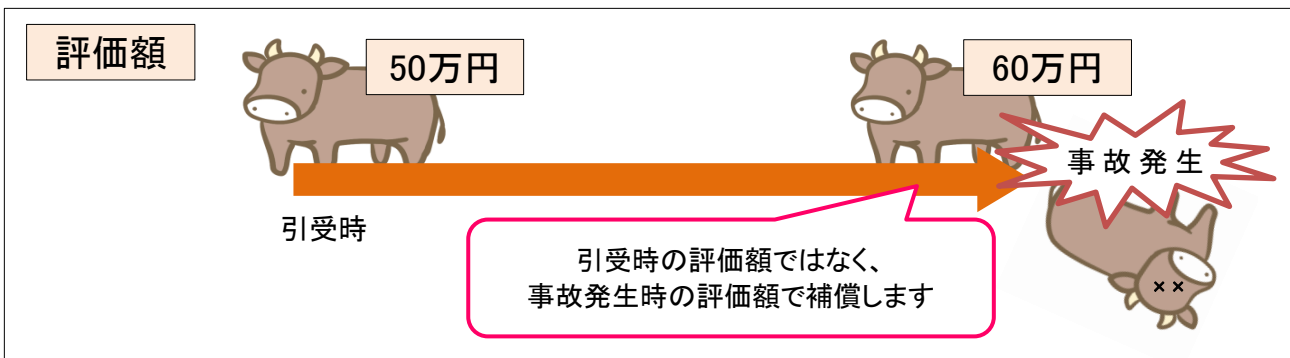
固定

家畜の異動の都度の申告は不要

支払額は変動しない

事故時の評価額が高くないました！！

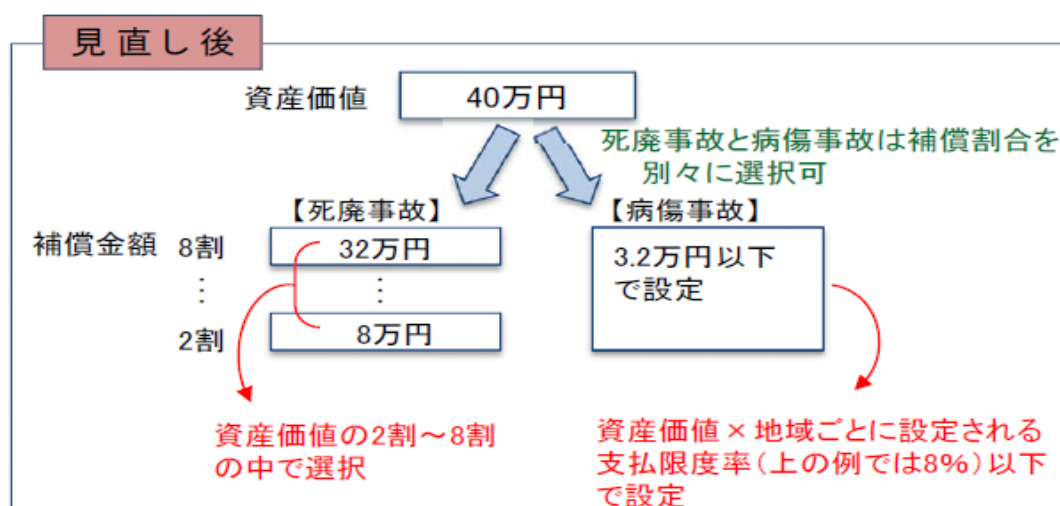
以前の制度は引受時点での家畜の評価額で補償をしていましたが、日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の評価額で補償します。



共済制度の一部が変わりました。

死廃と病傷が分離されました！！

以前の制度では死廃事故と病傷事故で同じ補償割合でしか設定ができませんでしたが、それぞれを分離し別々の補償割合が設定できるようになりました。



その他の改正点

他にも生産者様の大切な資産を守るための制度改正が行われました。

- 家畜共済加入者間で1週間以内取引された牛については、原則として待期間から除外されるようになりました。
- 牛を家畜市場等で家畜商等へ売却し、その後と場で牛伝染性リンパ腫と診断され、家畜商等へ販売代金を返還した場合は、共済金の支払対象となりました。
- 2020年1月1日以降の契約より、初診料を含めた診療費全額が共済金の支払対象となり、診療費全体の1割に相当する金額が自己負担となりました。

新しい制度として、2019年1月より生産者様の収入を補償する「**収入保険**」が始まりました。

収入保険の詳しい内容については、裏面記載の最寄りの支所へご連絡ください。

重要事項説明書

- 農業共済事業は、加入者様が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図ることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、群馬県農業共済組合（以下「NOSAIぐんま」といいます。）と国で行っています。加入者とNOSAIぐんまは、共済関係を結び、NOSAIぐんまはさらに国と保険関係を結ぶことにより危険分散をはかっています。
- 掛金は、加入者と国が拠出し、加入者が被害を受けたときは拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったとき、及び故意・重大な過失によって事実と反する通知をした場合は、共済金支払額の全部又は一部を支払わない場合があります。
- NOSAIぐんまが保有する各種情報については、必要に応じて加入者に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIぐんまが引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの充実や提供のために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。



お問合せ先

中部グループ

前橋支所

前橋市大友町 1-3-12
TEL. 027-254-2070

伊勢崎支所

伊勢崎市東町 2668-1
TEL. 0270-62-9915

西部グループ

高崎支所

高崎市菊地町 563
TEL. 027-344-2181

藤岡支所

藤岡市下栗須 124-6
TEL. 0274-24-3730

富岡支所

富岡市富岡 2486-7
TEL. 0274-62-2450

北部グループ

沼田支所

沼田市下之町 904-5
TEL. 0278-23-5110

渋川支所

渋川市吹屋 384
TEL. 0279-26-2600

中之条支所

吾妻郡中之条町伊勢町 1003-10
TEL. 0279-75-2005

東部グループ

館林支所

館林市仲町 14-1
TEL. 0276-75-3311

太田支所

太田市新田金井町 29
TEL. 0276-20-9199

みどり支所

みどり市笠懸町阿左美 1912-1
TEL. 0277-76-9181

本所

前橋市大友町 1-3-12

TEL. 027-251-5631